

スマートみやぎ健民会議ロゴマーク取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、スマートみやぎ健民会議における健康づくりの取組を広く周知するために制作したロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2 ロゴマークは、次のテーマについて各2種とし、デザインは別紙のとおりとする。

- (1) スマートみやぎ健民会議
- (2) あと、1日、15分歩こう！
- (3) ちょっとずつ塩ecoあと3g
- (4) 野菜を食べよう！あと100g ベジプラス

(申請者の条件)

第3 ロゴマークの使用を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国、宮城県及び宮城県内の市町村
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (3) 報道機関（スマートみやぎ健民会議に関する報道及び広報の目的で使用する場合に限る。）
- (4) スマートみやぎ健民会議の会員、優良会員又は応援企業のいずれかに登録されている者
- (5) その他宮城県知事（以下「知事」という。）が適当と認めた者

(使用承認の申請等)

第4 ロゴマークの使用を希望する者は、スマートみやぎ健民会議ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、第3（1）から（3）までに該当する者が使用する場合は、保健福祉部健康推進課に予め連絡し、了解を得ることにより申請及び承認に代えることができる。

(使用承認)

第5 知事は、第4の規定による申請があった場合、その内容を審査し、ロゴマークの趣旨にふさわしい内容であると認めるときは、承認するものとする。ただし、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合又は反するおそれのある場合
- (2) 宮城県のイメージを傷つけ、健康づくり活動の取組を妨げるおそれがある場合
- (3) 営利団体、企業等が、自己の利益を確保することを目的とする場合
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) その他知事が不相当と認める場合

2 知事は、前項の承認をするときは、スマートみやぎ健民会議ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6 ロゴマークの使用承認を受けた者(第4ただし書きの規定により使用するものを含む。以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、知事の指示する使用条件に従うこと。
- (2) デザインは変更せず、そのまま使用すること。

デザインの変更に該当する行為(例)

- イ 画像の一部を欠く表示
- ロ 他の線や文字等との重複
- ハ 縦横比の変更
- ニ 白黒表示を除く色の変更

- (3) アニメむすび丸を含めたロゴマークを使用する場合には、コピーライトマーク(©宮城県・旭プロダクション)の表記を付すこと。
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに知事に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 第5で承認を受けた権利を、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (7) 作成した物件を、第三者に有償で譲渡又は転貸しないこと。

(承認内容の変更)

第7 使用者が承認内容について変更しようとするときは、スマートみやぎ健民会議ロゴマーク使用承認変更申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、スマートみやぎ健民会議ロゴマーク使用(変更)承認通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用承認の取消し)

第8 知事は、使用者がこの要領に反し、又は申請の内容に虚偽があることが明らかになった場合は、当該承認を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- 2 前項に規定する使用物件の回収等、使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消された者が負担するものとする。
- 3 知事は、前項に規定するもののほか、承認を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(使用料)

第9 ロゴマークの使用料については、無料とする。

(使用承認期間)

第10 ロゴマークの使用期間は、使用承認を受けようとする日の属する年度の末日までの必要な期間とする。

(補則)

第11 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

この要領は、平成30年10月10日から施行する。

〈別紙〉

「スマートみやぎ健民会議」



「あと、1日、15分歩こう！」



「ちよつとずつ塩 eco あと 3g」



「野菜を食べよう！あと 100g ベジプラス」

